

さらなる復興加速化のために(平成25年6月)

～「復興加速化のための緊急提言」を具体化するために取り組むべき課題～

平成25年6月18日

自由民主党
公明党

【 目 次 】

第一章 緊急提言の進捗状況

第二章 さらになる復興加速化のために

I. 住まいの再建関係

1. 被災者の方々への明確な目標の提示について
2. 事業実施の隘路の克服について

II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興関係

1. 医療・介護の再生復興等について
2. 生業・産業の復興について
3. 基幹交通の早期復旧・整備について

III. 原子力災害関係

1. 除染・中間貯蔵施設について
2. 廃炉について
3. リスクコミュニケーションの強化と健康の確保について
4. 住民の安心と地域の振興について

IV. 現場主義の徹底と国民対話・英知の結集関係

「新しい希望の東北」の創造について

別添 「復興加速化のための緊急提言」(平成 25 年 3 月 6 日)フォローアップ

第一章 緊急提言の進捗状況

震災三年目の冬を希望を持って迎えるため、自由民主党及び公明党は、本年3月、「復興加速化のための緊急提言」をとりまとめ、政府に申し入れた。

提言から3ヶ月が経過したが、この間、提言内容の実現に向けた取組みが政府において鋭意進められていることを素直に評価したい。

ただ、こうした取組みは、現場における復興の加速化に直結するものでなければならぬことは言うまでもない。

だからこそわれわれは、与党の責任として政府の実施した施策が現場において期待された効果を発揮できているか見極めることが必要である。

本年3月の「復興加速化のための緊急提言」の進捗状況について、政府から聴取した結果は別添(13頁以下:「復興加速化のための緊急提言」(平成 25 年 3 月 6 日)フォローアップ)のとおりであった。与党からの提言に対し、それぞれ対応が行われているが、課題によって、進んでいるものと遅れているものが見受けられる。

住まいの再建については、目標の提示が行われ、また、隘路克服に向けても具体的な対策がとられつつあり、これらの施策のさらなる推進が、復興の加速化に直結するものと期待される。

暮らしや生業・産業の復興については、具体的な課題への取組みを強化することで、地域の賑わいの再生・復興へと課題が移行していくものと考えられる。

一方、原子力災害からの復興に関しては、区域見直しこそ概ね完了したものの、除染、中間貯蔵施設の整備、廃炉等の進捗はこれからである。これらが抱える多くの課題を解消し、復興を加速化するための一層の取組みが求められる。

第二章 さらなる復興加速化のために

われわれは、前述した緊急提言の第一次のフォローアップの結果を踏まえつつ、また、被災地や被災者の方々の状況等にかんがみ、緊急提言に沿って復興を加速化していく上で、現段階において、特に緊急の取組みを要すると考えられる事項について提言を行うこととした。

政府における「復興加速化のための緊急提言」の推進に当たって、以下に掲げる事項を踏まえた取組みが実現・実施されることにより、復興のさらなる加速化が図られることを強く求めるものである。

なお、いわゆる復興増税等を財源とする復興予算については被災地の復旧・復興に直結したものとすべきことは当然であり、政府としてしっかりとした説明責任を果たすべきである。

また、予算の活用という観点から、復興交付金の運用の柔軟化について、被災地における復興まちづくりの進捗にあわせ必要となる事業ニーズに適切に対応できているかどうか、復興調整費について被災地のニーズに応えた積極的かつ効果的な活用ができていないか等について検証を継続し、課題が明確となった場合には、具体的な対応を求めていくこととしたい。

さらに、今後復興が新たなステージに進むことに伴い、復興予算以外の一般予算等による政策とも連携し、総合的、戦略的に復興を進めていくとの観点を持つことの重要性にも留意すべきであろう。

I. 住まいの再建関係

住まいの再建に関しては、目標の提示や事業の隘路克服に向けた取組みが行われるなど、一定の成果をあげつつある。引き続き、これら取組みの加速化を図るとともに、現時点での進捗が十分でない部分や今後の状況に懸念のある部分について、さらに実効ある取組みを行う必要がある。

1. 被災者の方々への明確な目標の提示について

○ 先の緊急提言を踏まえ、被災者の方々に住まいの確保についての将来像を描いて頂くための「住まいの復興工程表」が公表された。しかしながら、面的な整備事業に関する合意形成や事業手続の進捗等の状況から、まだ、提供時期が確定できず調整中となっているものも多く存する。

こうした状況を改善し、住まいの再建に関する将来像の明示を促進する

ため、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業に係る諸手続を早期に進める必要がある。具体的には、これら事業に係る大臣同意や事業認可について、本年度上半期には、概ね完了ができるよう目指すべきである。

- 新たな市街地の形成に応じた周辺の住環境の整備などまちづくりと一体となった住まいの再建が図られるよう留意する必要がある。
- 消費税率の引上げによって住宅再建が滞ることのないよう、住宅ローン減税の拡充に加えて、適切な給付措置を講じる必要がある。当該措置については、標準的な住宅を再建される方であれば、消費税率の引上げで負担が増えるようなことがないような措置とすべきである。
- 今後、住まいの再建を進めていく上において、被災者の方々が、それぞれの事情に応じて、災害公営住宅への入居や持家の再建等の選択を行っていくことになる。また、持家の再建等を行うに当たっては、各種支援制度の活用に加え、既存住宅ローンの債務処理や新たなローンの借入など、幅広い事項について判断を迫られることとなる。

このため、民間金融機関による積極的対応を要請するとともに、こうした住まいの再建について、被災者に総合的に情報提供を行い、被災者の事情、状況等を踏まえた相談に応じ得る体制の構築を図る必要がある。

- 住まいの再建の進展を踏まえ、仮設住宅居住者の意向やコミュニティ機能の確保、敷地としている公共施設用地の機能回復等を総合的に考慮しながら、地元自治体の負担にも配慮しつつ、仮設住宅の集約等を積極的に推進していく必要がある。

加えて、仮設住宅が解消されるまでの間、仮設住宅に生活する方々の交通の確保を図るなど、交通弱者に配慮した地域の公共交通機能の確保を図る必要がある。

2. 事業実施の隘路の克服について

- まちづくりを進めるには、住民の方々の意見集約や地域の安全性の確保が大前提となる。このため、ファシリテーターの活用等による合意形成の促進を図るとともに、多重防御型のまちづくりや住まいの再建と並行した防潮堤等の整備、土地の嵩上げなど地域の安全確保を促進する必要がある。

しかしながら、防潮堤等の整備については、背後地のまちづくり計画との調整や用地取得の関係等からその整備が遅延している事例が存在してい

る。このため、県や市町村がまちづくり計画との調整の促進を図ることが必要である。

- 必要な用地の確保に関して、復興特別区域法による特例の活用等により地籍調査の促進を図るとともに、用地取得に必要なマンパワーの確保、モデル事業の更なる実施やモデル事業で得られたノウハウの展開等を進める必要がある。

こうした現行制度の運用改善等による迅速化措置を講じていくとともに、事業の具体化の過程において、なお十分な対応が図れないような場合には、法改正も視野に新たな対応を検討する必要がある。

- 被災自治体における人手不足に対し、緊急提言で示した各種取組みが推進されているが、今後、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業といったまちづくり関連事業の発注が本格化することから、国・県が被災市町村のさらなるニーズをきめ細かに把握しつつ、人材確保のための取組みのより一層の推進を行うとともに、発注方式の工夫や事務のアウトソーシング等をより一層推進することで、被災自治体の業務負担の軽減を行う必要がある。

- 資材に関しても、まちづくり関連事業の発注の本格化等に伴い、生コンや砂利といった資材の不足が懸念される。このため、地域毎の資材の動向を把握して実効ある対応を進める必要がある。

また、これに加えて資材等の運搬を担うダンプカー等についても、その不足によって復興事業の進捗に影響が出ないように、関係業界の協力を得つつ万全の対応を行うとともに、資材の確保・運搬等に伴う支障の発生防止や解消についても留意すべきである。

- まちづくり関連事業の発注の本格化等に対応し、大規模工事の効率的な推進等を図る必要がある。このため、民間事業者の知恵やノウハウ、新たな技術の積極的活用を進めることが重要である。

II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興関係

医療・介護の再生・復興については、医師不足など当面の課題への対応を急ぐとともに、今後の復興ステージの変化を見据えた対応を進めていく必要がある。

また、生業・産業の復興については、各種制度について効果的な実施を進めるなど、被災地の状況に応じた取組みのより一層の推進が求められる。

さらに、基幹交通の復旧・整備についても、当面の交通機能の確保に向けた効率的・効果的な取組みを行うとともに、沿線・沿道における復興の動きに応じた適切な対応が必要である。

1. 医療・介護の再生復興等について

○ 避難生活の長期化を踏まえ、引き続き被災者の心のケアや生きがいの確保に取り組むとともに、被災地における自殺やDV、少年非行、児童虐待等の問題に対処するため、状況の把握に基づききめ細かな相談等を行う必要がある。

○ 医療機能の復興において、まずは、医師不足が深刻な地域に対する当面の対策として、地域の医療資源を効率的に活用するなど当該地域において医療関係者が緊密な連携を図るとともに、なお不足する医師について早急に派遣の調整を行う等の個別対応を行う必要がある。

また、福島県の避難指示区域等については、住民の帰還が進むまでは医療機関の経営が困難な状況が続くことから、医療機関の再開に必要な経費等の支援を行うとともに、医師等の確保に関する検討を個別具体的にを行う必要がある。

2. 生業・産業の復興について

○ 被災事業者の二重ローン対策については、各県に設置された産業復興相談センター・産業復興機構と株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が連携して対応しているが、両組織の役割分担が分かりづらい等の指摘がある。

今後復興の進展に伴い対応の強化が求められることから、経営相談を産業復興相談センターが、債権買取機能を東日本大震災事業者再生支援機構が中心となって担うとの観点に立ちつつ、産業復興相談センター・産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の役割分担の見直しとそれを踏まえた両組織の連携を強化するとともに、地元商工会・市町村等が、上記の役割分担を踏まえ、被災事業者の実情に応じ、いずれの組織に相談すべきか、当該事業者に教示する等により、被災事業者の利便性の確保に配慮すべきである。

また、民間金融機関にも積極的な対応を要請する。

○ グループ補助金については、すでに約9千件の交付決定がなされているが、復興まちづくりに時間がかかる中、最近の資材の高騰ややむを得ない

設計変更など、様々な形での負担が高まっている。このような場合、グループ補助金に加え、高度化融資の利用を組み合わせるなど、被災事業者の支援策を総合的、かつ、柔軟に活用して、早期の事業再建を図るほか、現場のニーズに対応した支援策のあり方を検討すべきである。

また、被災事業者の支援に当たっては、NPOを活用した被災者支援に係る起業促進事業や自主避難者支援に係るモデル事業の活用にも留意すべきである。

さらに、水産業等では、震災で生産が出来ない間に失った販路の回復等が課題となっており、「食べて応援しよう！」や全国の消費者への福島県産農林水産物の理解の促進等の取組みに加え、地域ぐるみでの農林水産業、観光業等の産業横断的なブランド化や販路拡大の取組みを推進する必要がある。

3. 基幹交通の早期復旧・整備について

- 三陸沿岸の鉄道の早期復旧を加速するため、復興調整会議等の関係者間における検討を促進すべきである。また、運休中の交通機能の確保対策を実施する必要がある。特に、運休中の交通機能の確保に関し、速達性、定時性を向上させるため、BRTについて、その専用道化を促進すべきである。
- JR常磐線の復旧に関し、特に避難指示解除準備区域に編入された区域内の常磐線については、早期に運転再開できるよう、復旧の準備を進めるべきである。

Ⅲ. 原子力災害関係

除染、中間貯蔵施設及び廃炉については、関係機関等による懸命の努力が続けられているが、まだ、目に見える形での進展が図られているとは言い難い状況にある。

今後は、避難区域についての区域見直しが概ね終了し、避難指示解除及び早期帰還に向けた新たな段階を迎えることとなる。

そのような中で、われわれは、①国が前面に出る(賠償、復興、電源地域対策の最適な組み合わせ等)、②地元の実情、意思、意欲を尊重する、③国際的な英知の結集、④真の事故収束を実現する、⑤健康を守る、⑥ふるさとの再建、生活自立を徹底的に支援するという方向性を示し、賠償、廃炉、除染・中間貯

蔵施設整備、健康確保、インフラ・生活再建等について具体的な取組みを進めていくことが必要と考える。

また、早期帰還を目指す地域、長期に腰を据えて取り組まざるを得ない地域が存在しており、帰還時期に応じて戦略的に再生を図っていくことが必要である。

なお、原子力損害の賠償の実施状況等を踏まえ、今後必要に応じて、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、検討を加えていくべきであることを付言する。

1. 除染・中間貯蔵施設について

- 除染の進捗状況について、除染、減容化、仮置場、中間貯蔵施設といった、川上から川下までの一連の全体像を踏まえた総点検を行い、地元の意向や国際的な英知に即した、より現実的・効果的で地元も納得できる工程表を示す必要がある。
- 除染・中間貯蔵施設整備を加速化させるため、国の体制、地方自治体の体制、現場の実施体制等をしっかりと点検し、抜本的な推進体制の強化を図るべきである。
- 我が国及び世界の英知を結集した最先端の技術を活用した除染・中間貯蔵施設整備を進めることが必要であることから、民間企業や研究機関が新たに開発する除染技術を積極的に評価し、実際の除染現場で新技術・新工法の採用が促進されるような仕組みを整備すべきである。
- 除染を早期かつ円滑に進めるため、農業生産性向上、インフラ復旧、林業対策、景観対策等と一体となった戦略的な除染対策を講じる必要がある。
- 除染現場において、特に、情報を集約し、指令を出し、進捗管理を責任を持って現場で判断できる人材の配置を行うこととするほか、除染現場の安全対策の強化、実情に応じた手当など処遇の在り方の検討も行うべきである。

また、できるだけ現場の実情に対応した効率的な除染の実施ができるよう、除染マニュアルを硬直的に運用せず、できる限り柔軟な運用を図るべきである。

- 中間貯蔵施設整備については、安全性等についての情報を積極的に提供し、地域住民の理解を得ながら丁寧に進め、施設の整備を促進する必

要がある。そのため、中間貯蔵施設の周辺も含めた地域の将来像について、地元の意向を反映した形で、長期・広域の観点を踏まえて具体化していくべきである。

2. 廃炉について

○ 廃炉については、事業者の責任ある対応が大前提であるが、すべてを事業者任せにすることなく、廃炉研究施設をはじめとして、国が前面に立って主導的な役割を果たし、国際的な英知を結集して、廃炉の加速化も含めた総合対策を講じていく必要がある。

○ 廃炉作業の間、地元住民が安全性に不安を感じないよう万全の対策を講じ、情報を迅速に地元及び国民に伝達して透明性の確保を図るべきである。

特に、停電や増え続けている汚染水の処理を抜本的に解決するための対策を早急に講じ、廃炉作業が将来にわたり安定して遂行できる設備、体制を整備することが必要である。加えて、人材育成、規制・基準、管理体制等のソフト面の対応を充実させ、今後の原子力の安全対策の強化につなげていくべきである。

3. リスクコミュニケーションの強化と健康の確保について

○ 風評被害からの脱却のためには、検査体制の整備やリスクコミュニケーションを着実に推進することに加え、東北地域の有する魅力等を戦略的にPRし、市場開拓を進めるなど、攻めの風評被害対策を積極的に実施していく必要がある。

○ リスクコミュニケーションは、地域及び地元住民の方々の置かれている立場や状況に応じて、きめ細かく地元主導で行うことが必要かつ効果的であり、政府としても、NPO、学術団体等の協力を得て、地元での有識者等の活動を丁寧支援していくべきである。

○ 帰還の障害となる最大の要因の1つが低放射線量への住民の不安である。線量水準に応じたきめ細かな防護措置の具体化について、国際的知見も踏まえつつ、科学的・技術的な見地からの検討を加速すべきである。

○ 「場の線量」ではなく「個人の線量」に着目し、個人の線量を正確に把握しながら、きめ細かく健康管理や被ばく原因に応じた効果的な除染等のしっかりした健康・安心対策を実現すべきである。そのためには、個人線量や

健康等のデータの測定・管理及びこれらを活用したきめ細かな医療等の措置を体系的に適切に行えるよう、地元とこれを支える拠点や措置のあり方等を検討していくことが重要である。

- 市場に流通する食品等の安全性がしっかりと確保されていることをはじめとして、食品等からの放射線に関する正しい理解の促進を進めるべきである。

4. 住民の安心と地域の振興について

- 区域見直しは12市町村中11市町村で終了し、今後は、避難指示解除による早期帰還に向けた新たな段階を迎えることになる。早期帰還を目指す地域と、早期帰還が困難で腰を据えた対応が必要な地域に分かれることが明らかとなってきた。このため、それぞれの実情に合わせて2方面で対処していくべきである。
- 今後1、2年で帰還を目指すことが可能になる地域等において、避難住民の早期帰還・定住を実現するため、当該地域において目に見える形での復興の道筋を示す帰還工程表を市町村と連携して夏までに作成し、地元市町村の要望を十分に踏まえつつ、時間軸を示しながら必要な支援策を大胆に実施することにより、避難指示の解除及び帰還を加速させていく必要がある。その際、地元の事情と意思を尊重し、帰還に向けた先行市町村において、良質な教育、雇用、医療福祉等を提供し、避難住民の早期帰還・定住を後押ししていくことが重要である。

特に、早期に帰還し、生活や事業を再開しようとする住民の帰還実現を後押しするための具体的な支援策のあり方について、早急に検討すべきである。

- 今後、住民の帰還を進めていくに当たっては、雇用の場の確保が極めて重要になってくる。安心して働ける環境づくりのための企業立地等による雇用創出の推進、財界への協力要請等を強力に進めていくべきである。
- 住民が安心して暮らし、地域を振興していくためには、長期的な視点に立った地域の将来像を提示していくことが重要である。このため、避難解除等区域復興再生計画の着実な実行と復興の進捗に応じた見直しを行い、国が着実に復興を前進させていくべきである。
- 長期にわたり避難をせざるを得ない住民が、避難先においてコミュニティを維持しつつ安心して暮らしていくため、避難先との関係を円滑にしつつ町

外生活拠点を形成していくための課題解決を着実に進めるべきである。

- 早期の帰還が困難な地域については、相双地域全体としての再生を検討すべきであり、中間貯蔵施設等も含めた長期・広域の将来像を地元、県、国が一体となって、検討を進めていく。その際、住民の意向を丁寧に把握しながら、地元とともに前広に議論を深めることが重要であり、各地域毎の実情、意思、意欲を尊重した、地域再生への道筋を示していく必要がある。
- 復旧・復興に向けた公共事業に必要となる公共用地取得の際に、原子力損害賠償と用地取得に係る補償の前後関係で不公平が生じる可能性がある。このため公共事業の補償と損害賠償の関係を整理、整合性を確保し、復旧・復興に資する公共事業が円滑に実施されることを確保すべきである。
- 今後、原賠ADR時効中断特例法の成立を受け、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)への申し立てが増加することが見込まれることから、ADRの和解事例のうち、類型化が可能なものについて、他の同様の請求に対する賠償に反映するなど、個々の損害賠償の解決を加速化させるべきである。
- 財物賠償や災害公営住宅等の建設等を円滑に進めることが、住民の早期の将来設計を可能とし、復興の加速化につながる。このため、賠償と復興政策を一体的に措置し、帰還後の住宅の確保など、生活再建問題への対処を検討していく必要がある。
- 田畑・山林の財物賠償について、被害の実態を踏まえた賠償の考えを対象地域の関係者に説明した上で、早期の賠償の実施を図るとともに、避難の長期化や長期避難後の帰還を見据えた、被害者の生活再建に資する賠償や、被害者の帰還の受け皿となる地域の復興を促進する営業確保・再開に必要な復興支援策を検討すべきである。
- 被害者それぞれの実態を踏まえ、被害者の選択に応じた生活再建に資する賠償のあり方について、検討する必要がある。その際、現場の実態を踏まえつつ、被害者が自立可能な取組みを促すことが重要である。

IV. 現場主義の徹底と国民対話・英知の結集関係

「新しい希望の東北」の創造について

- 被災地の復興を進めるに当たっては、「新しい希望の東北」の創造を目指すべきである。具体的には、大きな被害を受けて新たなまちづくりを行うこととなるエリア等において、日本が抱える人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題に戦略的に対応するとともに、世界のモデルとなる持続可能なエネルギー社会の実現など、創造と可能性ある未来社会の実現を図るべきである。

そして、復興推進委員会による中間とりまとめを踏まえ、農林水産業や観光等を地域の魅力に根差した持続的な産業として発展させるほか、子どもの成長や超高齢社会の活力を促す取組みや分散型自律エネルギーなど頑健で高い回復力を備えた社会基盤の整備を進める必要がある。

具体的には、三陸復興国立公園のトレイルを活用するなど各種復興関係事業との連携を図るとともに、農林水産業や飲食店、鉄道事業者など幅広い者の連携による総合的なキャンペーン等の取組みを進めるべきである。

これらと関連し、東北の発信力を高めるため、総合科学技術会議等における議論を踏まえつつ、世界のフロントランナーとなる科学技術の研究等を推進することも重要である。